

「司書教諭」修了証書の 申請手続き

「学校図書館司書教諭」の資格取得の要件を満たした方は、必ず、この手続を行ってください。この修了証書の発行を受けないと、資格の効力がありません。なお、今回この手続を行いませんと、今後法令改正に伴う所要科目の変更により、既修得単位がすべて無効となってしまうこともあり得ます。

◆**2017年3月時点で** 4年生、大学院生、卒業生、科目等履修生

(本学卒業生に限る)の申請

1. 対象者

次の条件をすべて満たしている方

- (1) 学部卒業者 (2017年3月卒業見込者含む)
- (2) 教員免許状取得者 (2017年3月取得見込者含む)
- (3) 司書教諭に関する科目の全単位取得者 (2017年3月取得見込者含む)

2. 手続 (書類の配布・受付) 日時及び場所

日時: **卒業発表日～2017年5月22日(月)の窓口時間**

場所: ①市ヶ谷の学生 →→→→→→→ 市ヶ谷キャンパス教職・資格窓口

②多摩の学生 →→→→→→→ 多摩の所属学部窓口

③小金井の学生 →→→→→→→ 小金井の所属学部窓口

※学位授与式当日のみ、多摩・小金井の学生も、市ヶ谷キャンパス教職・資格窓口にて受け付けます。

3. 提出書類 ※提出書類の一部は、窓口で配布します。

- (1) 「**司書教諭講習修了証書申込書**」(用紙は窓口で配付)
- (2) 「**証明書発行申請書**」(同上)
- (3) **200円の証紙** (学内の証紙券売機でお求めください)
- (4) **450円分の切手** ※大学が申請者に修了証書を郵送(簡易書留)する際、使用します。
- (5) 「**教員免許状授与証明書申請書**」または「**教員免許状授与証明書**」 **1枚**
 - ① 2016年度に教員免許状一括申請の手続を行った方
⇒証紙400円を持参のうえ、「教員免許状授与証明書申請書」(窓口で配付)をご提出ください。
 - ② 教員免許状を個人申請する方
⇒2017年4月以降、現住所のある都道府県の教育委員会に教員免許状を申請する際、同時に教員免許状授与証明書を申請し、2017年5月26日(金)までに、大学に「教員免許状授与証明書」をご提出ください。
 - ③ 既に教員免許状を所持している方
⇒免許状の発行を受けた教育委員会に教員免許状授与証明書を申請し、2017年5月26日(金)までに、大学に「教員免許状授与証明書」をご提出ください。

4. 交付について

2018年3月、文部科学省より「修了証書」が大学に発行されるので、大学が申請者に郵送します。

◆ 2017年3月時点で 3年生の申請（=2017年4月に4年生）

1. 対象者

次の条件をすべて満たしている方

- (1) 2017年3月時点で、3年生の方（=2017年4月に4年生）
- (2) 62単位以上（教職・資格科目を含まない）修得済者（2017年3月修得見込者含む）
- (3) 教員免許状を取得する予定がある方
- (4) 司書教諭に関する科目の全単位修得者（2017年3月修得見込者含む）

2. 手続（書類の配布・受付）日時及び場所

日時：**進級発表日～2017年5月22日（月）の窓口時間**

場所：①市ヶ谷の学生 →→→ 市ヶ谷キャンパス教職・資格窓口

②多摩の学生 →→→ 多摩の所属学部窓口

③小金井の学生 →→→ 小金井の所属学部窓口

3. 提出書類 ※提出書類の一部は、窓口で配布します。

- (1) 「**司書教諭講習修了証書申込書**」（用紙は、2. の手続場所でお渡します）
- (2) 「**証明書発行申請書**」（「単位修得証明書（司書教諭）」と「在学単位証明書」用。400円かかります）
※証明書自動発行機で入手し、必要事項を記入しておいてください。
- (3) **450円分の切手** ※大学が申請者に修了証書を郵送（簡易書留）する際、使用します。

4. 交付について

2018年3月、文部科学省より「修了証書」が大学に発行されるので、大学が申請者に郵送します。

（注意1）1999年3月以前に司書教諭科目を一部履修済みの方へ

学校図書館法の改正により、1999年4月より司書教諭の課程が変更になりました。2002年3月までで1999年3月以前に履修済みの司書教諭科目の読み替え（みなし措置）は終了しました。よって、1999年3月以前に履修した科目については、同名科目でも再度履修しなければならないので注意してください。したがって、この修了証書の申請は、現課程で修得した方のみが対象となります。

以上

2017年4月21日 教職・資格担当